令和８年度
介護保険サービス事業者集団指導

盛岡広域振興局保健福祉環境部医療介護課

集団指導の全体構成

・介護サービス事業者の基本的義務

・法令遵守（業務管理体制の整備の義務）

・申請・届出に関する注意事項

・令和８年度運営指導重点指導事項

・昨年度までの運営指導の主な指摘事項

・その他の案内事項

介護サービス事業者の基本的義務

・要介護者等の「人格を尊重」すること

・「介護保険法」又は「介護保険法に基づく命令」を遵守すること

・介護サービス情報の公表義務

・サービス提供に従事する者の資質向上の責務

◆介護保険法第74条第６項
◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（Ｈ11厚生省例第37号）
◆指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（Ｈ11.9.17付老企第25号）
他

業務管理体制の整備（義務）と運用

・法令遵守責任者の選任

・内部監査と自己点検

・事故対応と再発防止策

・届出について

（１）新規に業務管理体制を整備した場合
（２）届出先区分が変更になる場合
（３）届出事項に変更がある場合

一般検査

概ね６年に１回。運営指導等と併せて定期的に実施する

通知・様式

岩手県 - 介護サービス事業者の業務管理体制の整備

業務管理体制の整備基準

事業所数に応じて届出内容が異なります。

		事業所数		
		1以上20未満	20以上100未満	100以上
整備内容	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規程の整備	－	○	○
	監査の定期的な実施	－	－	○

届出が必要となる事由		提出様式
新規届出	すべての事業者（法人）	様式第43-2号
届出先区分の変更	事業所等の指定により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合	様式第43-2号 （変更前の届出先、変更後の届出先にそれぞれ提出が必要）
届出事項の変更	・代表者・法令遵守責任者の変更 ・規定等の変更 ・事業所名称や所在地の変更等	様式第43-3号

各種申請・届出の適正管理

主な申請・届出の種類・提出期日について

- 変更届→変更後10日以内
- 介護給付費算定に係る体制届出書→（施設系）算定月の１日まで
 （居宅系）算定月の前月15日まで
- 介護事業所の指定・更新申請書　→開始予定日（有効期限）の１か月前

提出方法

・原則：電子申請・届出システム（GビズIDの取得が必要）

電子申請・届出システム｜ログイン

・やむを得ない事情がある場合は、郵送・持参・メールによる提出も可

様式について

県ホームページからダウンロードして下さい。


現在の位置：トップページ　＞盛岡広域振興局　＞保健福祉環境部・県央保健所　＞様式ダウンロード（保健福祉環境部・県央保健所）　＞介護保

介護保険・老人福祉関係の申請、届出様式

ページ番号1012506　更新日 令和7年12月26日

印刷　大きな文字で印刷

次の申請届出様式については、下記リンク先よりダウンロード願います。

なお、盛岡市内の施設・事業所については、盛岡市が申請・届出先となりますので、ご注意ください。

- 介護事業所の指定・更新等の様式
- 廃止（休止）届、再開届、辞退届、指定を不要とする旨の申出書等
- 介護給付費算定に係る体制届
- 介護サービス事業者の業務管理体制の整備届
- お泊りデイサービスの届出様式
- 老人福祉法施行細則及び社会福祉法施行細則に規定する別に定める様式

また、介護保険サービス事業の新規の指定を予定している事業者は、下記「介護保険事業者の指定手続きについて」により、手続き願います。

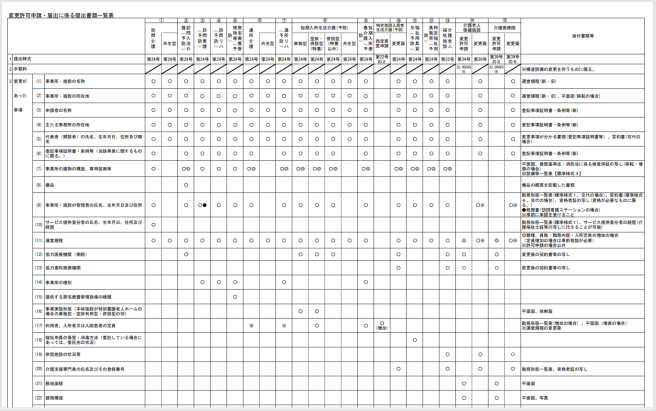
- 介護保険事業者の指定申請手続きについて

このページに関するお問い合わせ

盛岡広域振興局保健福祉環境部・県央保健所　医療介護課

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1

岩手県 - 介護保険・老人福祉関係の申請、届出様式



岩手県 - 介護事業所の指定・更新等の様式について

令和8年度
重点指導事項

重点指導事項の概要

１　介護報酬・加算関係

・処遇改善加算の取得促進

・各種加算の算定要件の確認

２　非常災害対策・感染症対策

- 衛生管理、感染症防止対策委員会の開催、指針整備、研修・訓練の実施、感染症防止対策に万全を期すこと。
- BCP計画の策定、研修、訓練の実施及び定期的な見直しが行われていること。
- BCPの策定と、地域住民と連携した訓練等を実施するよう指導する。
- 居宅療養管理指導事業者のBCP経過措置期間終了は、R9.3.31まで

重点指導事項の概要

３　事故防止対策

- 事故時の迅速な連絡（家族、保険者）
- 記録、原因分析、再発防止策の検討、職員への周知徹底

４　住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供の防止

- 併設事業所からの過剰なサービスの防止
- 入居者の自立支援や重度化防止の視点確保

重点指導事項の概要

５　高齢者虐待防止・苦情処理体制の整備

- 身体拘束時の適正手続き（その態様及び時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等）の記録・保管。
- 「LGBT」等、性的指向・性自認を持つ利用者の意思・人格を尊重したサービス提供。
- 高齢者虐待事案等問題のあった事業者が経営する事業所等に対して、関係者間で連携・協同して指導を行う。
- 苦情処理体制と苦情処理の取組について、適正で効果的であるか確認する。
- 高齢者虐待防止措置に係る措置に係る義務化。
 居宅療養管理指導事業者はR9．４．１から義務化。

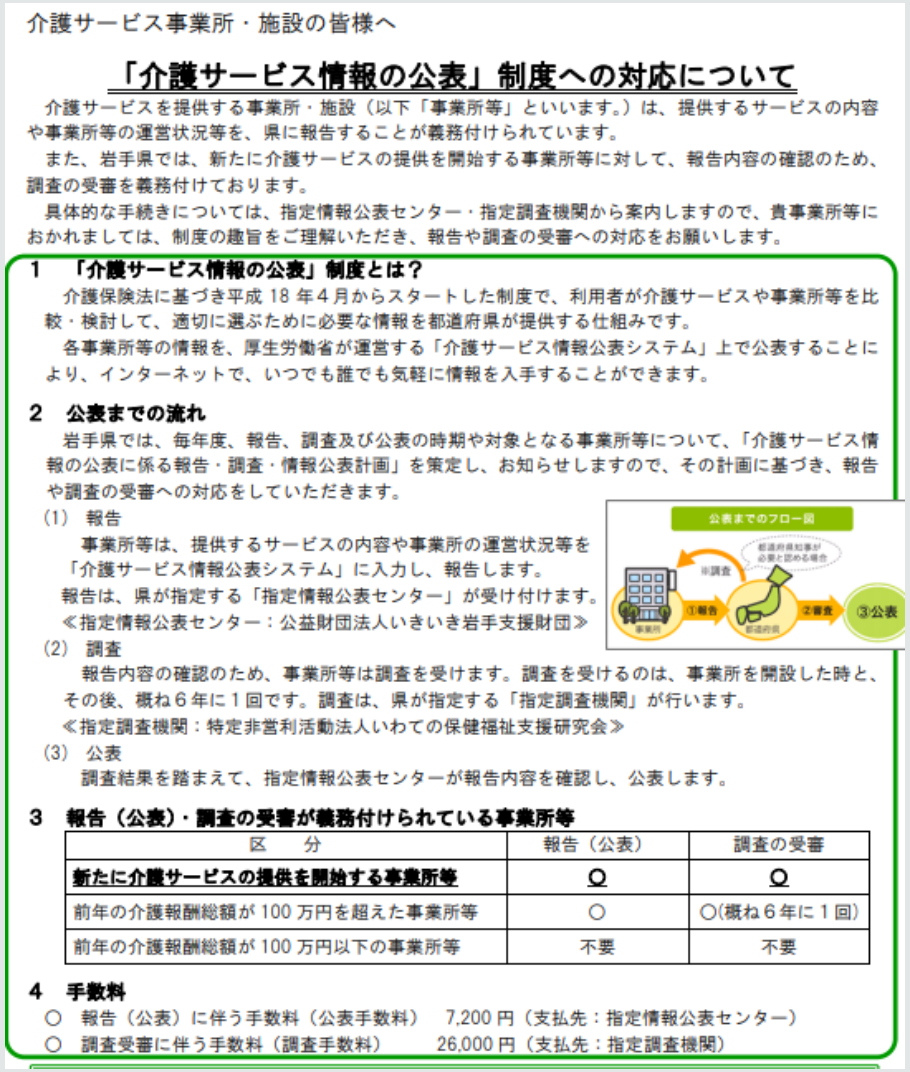
重点指導事項の概要

６　介護サービス情報の公表

「令和８年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」（R8.9策定）」に従い

・報告を行っているか。

・調査対象となっている場合は、調査への対応を行っているか。



介護サービス事業所・施設の皆様へ

「介護サービス情報の公表」制度への対応について

介護サービスを提供する事業所・施設（以下「事業所等」といいます。）は、提供するサービスの内容や事業所等の運営状況等を、県に報告することが義務付けられています。

また、岩手県では、新たに介護サービスの提供を開始する事業所等に対して、報告内容の確認のため、調査の受審を義務付けております。

具体的な手続きについては、指定情報公表センター・指定調査機関から案内しますので、貴事業所等におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、報告や調査の受審への対応をお願いします。

1　「介護サービス情報の公表」制度とは？

介護保険法に基づき平成 18 年４月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。

各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

2　公表までの流れ

岩手県では、毎年度、報告、調査及び公表の時期や対象となる事業所等について、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、お知らせしますので、その計画に基づき、報告や調査の受審への対応をしていただきます。

（1）　報告

事業所等は、提供するサービスの内容や事業所の運営状況等を「介護サービス情報公表システム」に入力し、報告します。

報告は、県が指定する「指定情報公表センター」が受け付けます。

≪指定情報公表センター：公益財団法人いきいき岩手支援財団≫

（2）　調査

報告内容の確認のため、事業所等は調査を受けます。調査を受けるのは、事業所を開設した時と、その後、概ね６年に１回です。調査は、県が指定する「指定調査機関」が行います。

≪指定調査機関：特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会≫

（3）　公表

調査結果を踏まえて、指定情報公表センターが報告内容を確認し、公表します。

3　報告（公表）・調査の受審が義務付けられている事業所等

区　分	報告（公表）	調査の受審
新たに介護サービスの提供を開始する事業所等	**○**	**○**
前年の介護報酬総額が 100 万円を超えた事業所等	○	○（概ね６年に１回）
前年の介護報酬総額が 100 万円以下の事業所等	不要	不要

4　手数料

○　報告（公表）に伴う手数料（公表手数料）　7,200 円（支払先：指定情報公表センター）

○　調査受審に伴う手数料（調査手数料）　26,000 円（支払先：指定調査機関）

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html

トップページ ＞ くらし･環境 ＞ 福祉 ＞ 介護福祉 ＞ 介護サービス事業者の皆様へ ＞ 介護サービス情報の公表

重点指導事項の概要

7　書面掲示規制の見直し

・重要事項等を「書面掲示」に加え、ウェブサイトに掲載・公表すること

（法人のホームページ等又は情報公表システム上）

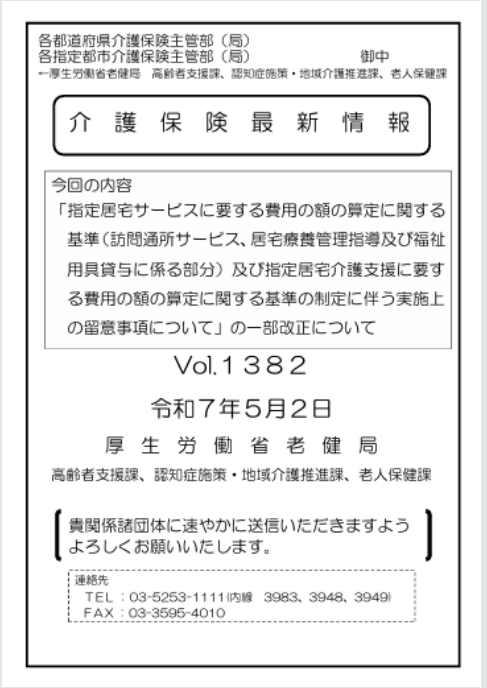


岩手県｜介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

重点指導事項の概要

８　中山間地域等における小規模事業所加算

・R7.5～上記加算の取得要件が弾力化されたことから、未取得の該当事業所に対し、新規取得に向けた働きかけを行う



各都道府県介護保険主管部（局）
各指定都市介護保険主管部（局）　御中
←厚生労働省老健局　高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

Vol.１３８２

令和７年５月２日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先
TEL：03-5253-1111（内線　3983、3948、3949）
FAX：03-3595-4010

④　訪問介護費においては、②及び③の規定にかかわらず、当分の間、前年度のいずれかの月における総訪問回数が概ね 200 回以下である場合であっても算定できるものとする。なお、「概ね 200 回」は 400 回程度を想定しており、例えば、前年度の平均延訪問回数 600 回以下の事業所等も対象となり得るものである。

⑤　訪問介護費においては、当分の間、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 72 号）第２号のその他地域以外の地域に所在する指定訪問介護事業所であっても算定できるものとする。

重点指導事項の概要

9　協力医療機関について

・介護保険施設等は省令の要件を満たす協力医療機関を定める。

※R9.４.１から義務化（施設系サービス）

・年に１回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認

・年に１回以上、当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届出


現在の位置：トップページ　＞くらし・環境　＞福祉　＞介護福祉　＞介護サービス事業者の皆様へ　＞協力医療機関に関する届出について

協力医療機関に関する届出について

ページ番号1076319　更新日 令和7年1月22日

印刷　大きな文字で印刷

協力医療機関に関する届出について

令和6年度介護報酬改定等において、高齢者施設等は協力医療機関を定め、また、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届出ることとされましたので、以下の内容をご確認の上、届出願います。

対象サービス（県に提出が必要なサービスのみ抜粋）

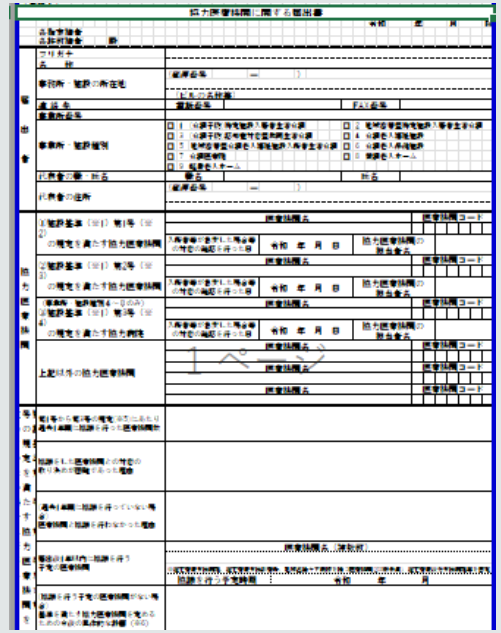
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（注）地域密着型サービス及び盛岡市所在の事業所については、所在する市町村にご確認ください。

提出期限

毎年度3月末まで



岩手県 - 協力医療機関に関する届出について

留意事項　協力医療機関との連携（施設系サービス）
・急変時施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で より適切な対応を行う体制を確保するため、以下の要件を満たす協力医療機関を 定めることを義務付ける。
＜要件＞（③については、病院に限る。）
① 入所者の症状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行 う体制を常時確保していること。
② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
③ 入所者の症状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療 機関その他の協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

重点指導事項の概要

10　生産性向上の取組

・介護保険施設

・短期入所系サービス

・特定施設入居者生活介護

　入居者の安全、介護サービスの質確保、職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること

※R9.４.１から義務化



https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_jirei.html



厚生労働省 令和8年度介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー | セミナー・イベント | NTTデータ経営研究所

昨年度までの
運営指導で主な指摘事項

昨年度までの運営指導の主な指摘事項

（岩手県）

サービス種別	項目	主な指摘の内容
共通事項	人員基準	複数の職務を兼務している職員について、各職務の勤務時間数が明記された勤務表等が整備されていないので、勤務体制を明確にする観点から、当該書類を整備すること。
共通事項	運営基準	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会と虐待の防止のための対策を検討する委員会を同時に開催する場合は、それぞれの委員会の開催状況及び結果を確認できるよう記録等を整理すること。
共通事項	運営基準	感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、改正後の内容について確認できなかった。整備していない場合は整備すること。
共通事項	運営基準	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
共通事項	運営基準	建物の専用区画の用途が異なっていることから、平面図を変更し、変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	浴室の衛生管理について、循環式浴槽については、年２回以上のレジオネラ属菌等の検査実施が必要であるが年１回の実施にとどまっているため、年２回以上の検査を実施すること。
共通事項	運営基準	遅くとも令和７年３月31日までに、「業務継続計画に係る研修及び訓練」を年１回以上実施すること。
共通事項	運営基準	運営規程について、虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていないことから、速やかに是正し、変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。
訪問介護	運営基準	業務継続計画が未策定であることから、速やかに策定すること。 また、業務継続計画の具体的内容について、研修及び訓練を定期的に実施すること。
共通事項	運営基準	業務管理体制変更届が提出されていないことから、振興局へ変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	運営規程の変更届が提出されていないことから、振興局へ変更届を提出すること。
共通事項	運営基準	職場におけるハラスメントの防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。また、相談に適切に対応するため、窓口を定め、従業者に周知すること。
共通事項	運営基準	介護職員等処遇改善加算の算定に係る賃金改善方法の周知について、事業所・施設における賃金改善を行う方法等について処遇改善計画書を用いて職員に周知すること。
共通事項	介護報酬	夜勤職員配置加算について、１日平均夜勤職員数は、月ごとに要件の適否を確認することとされているが、確認せずに算定されていた。算定要件に適合していることは確認できたが、今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。

サービス種別	項目	主な指摘の内容
共通事項	介護報酬	介護職員等処遇改善加算について、加算（Ⅰ）の算定にあたり、以下により公表すること。 （令和６年度の経過措置） 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。 （令和７年度以降） 職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。
訪問介護	人員基準	訪問介護事業所と訪問看護事業所の管理者を兼務しているが、訪問介護事業所における管理者としての勤務時間が少なく、管理上支障があると認められることから是正すること。
訪問介護	運営基準	訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととされているが、速やかに必要な措置が講じられていない場合があったことから、是正すること。
訪問介護	介護報酬	特定事業所加算の算定にあたり、訪問介護員等及びサービス提供責任者についての個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成すること。
訪問介護	介護報酬	指定訪問介護員の員数が常勤換算方法で、2.5に満たない期間があったことから、是正すること。
訪問介護	介護報酬	事業所と同一敷地内の建物に居住する利用者に対する訪問介護について、減算が適用されていない事例が確認されたので、同様の事例の有無について自主点検を行い、その結果を報告すること。
訪問看護	運営基準	訪問看護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年１回以上実施すること。
通所介護	人員基準	指定通所介護の提供日ごとに、当該通所介護を提供している時間帯に、専ら当該通所介護の提供に当たる生活相談員を１人以上配置すること。
通所介護	運営基準	指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされているが、市町村（当該利用者の保険者）に連絡（事故報告）していない場合があったことから、是正すること。
通所介護	介護報酬	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、職員の割合に係る算定要件について、指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であることとされているが、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を年度当初の算定にあたって確認していないことから、５年度及び６年度について、算定要件を満たしているか確認すること。 また、当該確認の結果、加算の区分変更等が必要な場合は、併せてその旨報告すること。
通所介護	介護報酬	入浴介助加算について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
短期入所生活介護	人員基準	身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のための指針について、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針等が確認できなかったので、未整備の場合は整備すること。
短期入所生活介護	運営基準	消火訓練及び避難訓練の実施がされていないことから、今後は年２回以上（うち１回は夜間想定）実施すること。

昨年度運営指導の主な指摘事項

サービス種別	項目	主な指摘の内容
短期入所生活介護	介護報酬	看護体制加算について、併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。看護職員は本体施設と併設事業所を兼務しているとのことであるが、それぞれの勤務時間数を常勤換算数により算出せずに算定されていた。今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。
短期入所生活介護	介護報酬	緊急短期入所受入加算について、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項の記録が整理されていない事例があったことから、必要な記録、書類を整備すること。
特定施設入居者生活介護	運営基準	協力医療機関等について、指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならないとされているが、未届であることから、速やかに届け出ること。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関であることから、新興感染症の発生時の対応について協議を行うこと。
福祉用具貸与 福祉用具販売	人員基準	福祉用具専門相談員の員数について、事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数が、常勤換算方法で２人以上を満たしていないことから、事業者内で共有し、人員配置の見直しを検討すること。
介護老人福祉施設	運営基準	身体的拘束等の適正化のための指針について、「入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針」の記載がないことから、当該項目を盛り込むこと。
介護老人福祉施設	運営基準	協力医療機関について、協定未締結の医療機関が一部見受けられることから、締結に努めること。
介護老人福祉施設	運営基準	「事故対応マニュアル」の他に、基準省令で定める必要事項が記載された「事故発生の防止のための指針」を整備すること。
介護老人福祉施設	介護報酬	看取り介護加算について、当該加算Ⅰを算定できる入所者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者とあり、医師が回復の見込がないと診断した者であって、その後入所者の介護に係る計画を作成し、同意を得た者とされている。 同意日よりも前の日を当該加算の起算日として算定している取扱いが確認された。 現状の取扱いは、算定要件を満たしていないことから、当該加算に係る領収済の介護報酬及び自己負担額については、全額過誤調整を要するため、自主点検し、報告すること。
介護老人保健施設	介護報酬	褥瘡マネジメント加算について、当該加算の算定要件において「入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、管理内容や入所者の状態について定期的に記録すること」とある。 令和６年３月までは併設する病院医師により週２回の記録があるが、令和６年４月以降、定期的な記録が残されていないことから、これを是正すること。

今年度の運営指導の方針と対応の依頼



現在の位置： トップページ ＞ 盛岡広域振興局 ＞ 保健福祉環境部・県央保健所 ＞ 様式ダウンロード（保健福祉環境部・県央保健所） ＞ 介護保険有料老人ホーム立入検査 事前提出資料

介護保険実地指導、社会福祉施設等指導監査、有料老人ホーム立入検査 事前提出資料

ページ番号1012510　更新日 令和5年7月25日

印刷　大きな文字で印刷

介護保険事業者の実地指導、社会福祉施設等（養護老人ホーム及び軽費老人ホーム）の指導監査、有料老人ホーム立入検査の際の事前提出資料の様式をダウンロードしてお使いください。

資料の中に「基準日」を設定するものがありますが、実地指導・指導監査実施月の前月の1日に設定してください。

なお、介護保険事業者の実地指導の際は、添付の「各種加算等自己点検シート」を提出願います。

また、岩手県では、別添「介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領」に基づき、業務管理体制の届出内容を確認するため、計画的（概ね6年に1回）に一般検査を実施しております。

盛岡広域振興局では、実地指導と併せて実施しておりますので、盛岡広域振興局に届出を行っている法人は、「業務管理体制の整備に係る自主点検票」を併せて提出願います。

添付ファイル

各種加算等自己点検シート目次（Excel 44.0KB）

各種加算等自己点検シート（指定居宅サービス）（zip 228.8KB）

各種加算等自己点検シート（指定介護予防サービス）（zip 164.1KB）

各種加算等自己点検シート（指定施設サービス）（zip 127.5KB）

業務管理体制の整備に係る自主点検票（Excel 36.4KB）

介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領（Word 91.6KB）

岩手県 - 介護保険実地指導、社会福祉施設等指導監査、有料老人ホーム立入検査 事前提出資料

法令遵守の確認
運営指導は法令遵守とサービス品質向上を目的に実施されます。
（運営指導間隔　施設系概ね３年に１回。その他概ね６年に１回）

指導根拠
介護保険法第24条。

今年度の実施
本年度の運営指導は６月から順次実施しています。
現在、秋以降の訪問事業者様と日程を調整中です。
振興局から連絡がありましたら、ご対応いただきますようよろしくお願いします。

事前提出書類について
当部HPからダウンロードしてください。

改善計画の提出について
運営指導終了後、指摘事項に対して、改善報告を提出していただきます。

介護保険施設等運営指導マニュアル
介護保険施設等運営指導マニュアル｜厚生労働省

参考　令和６年度以降義務化された事項、令和７年度以降適用される経過措置に係る留意事項

	感染症対策の強化	業務継続に向けた組織の強化	高齢者虐待防止の推進
委員会の開催	感染症の予防及びまん延　牡牛のための対策を検討する委員会※（概ね６月に1回以上、施設系は３月に１回以上） ※流行時随時		虐待防止検討委員会※定期的に開催
指針・計画の整備	感染症（施設は食中毒含む）の予防及びまん延防止のための指針	業務継続計画 ・感染症 ・災害時	虐待の防止のための指針
研修の実施	定期的（年１回（施設は年２回以上）に実施し、実施内容を記録すること		
新規採用時の研修	望ましい（施設は必須）		必須
訓練	年１回（施設は年２回）以上		
その他			専任の担当者

無資格者への認知症介護基礎研修受講（全サービス共通）

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さないものについては、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。新規採用者は採用後１年を経過するまでに受講すること。

身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のめの措置の義務付け（未措置は基本報酬の減算）

※経過措置終了

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

口腔衛生管理（特定施設入居者生活介護）

・入所者の状態に応じた口腔衛生管理体制の整備

・加算によらず、基本サービスとして実施

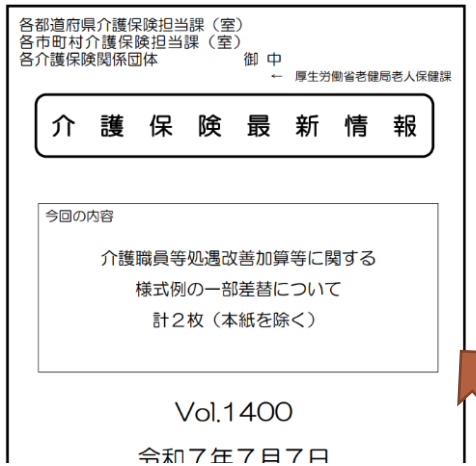
※令和９年４月１日から義務化

その他の案内事項

６　その他

介護事業者向け掲載ページのご案内（国）

【介護保険最新情報】
介護保険に関する国の動向や制度に関する通知を確認できます。
定期的に確認をお願いいたします。


各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　御 中
← 厚生労働省老健局老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護職員等処遇改善加算等に関する
様式例の一部差替について
計２枚（本紙を除く）

Vol.1400

令和７年７月７日

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す　報道・広報　政策について　厚生労働省について　統計情報・白書　所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護・高齢者福祉分野のトピックス > 介護保険

介護保険最新情報掲載ページ

○介護保険最新情報の掲載一覧

令和３年１月１日以降に発出された介護保険最新情報を下記に掲載いたします。

※令和２年12月31日までに発出された介護保険最新情報については、「WAM.NET（独立行政法人福祉医療機構HP）」をご参照ください。

○介護保険最新情報vol.1400（介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について）［174KB］
（令和７年７月７日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）
（令和６年度実績報告書：別紙様式３［366KB］、記入例［370KB］、大規模版［1019KB］）
（令和７年度実績報告書：別紙様式３［225KB］、記入例［230KB］、大規模版［879KB］）

６　その他

介護事業者向け掲載ページのご案内（県）

介護保険サービス事業者向けの情報は下記ページに掲載されております。
（各種通知やイベント、補助金の情報等）



https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/index.html

● 岩手県ホームページでの情報発信





令和8年度 盛岡南部圏域介護予防支援事業

介護の重度化を防ぐための介護予防研修会

聞こえの衰えとコミュニケーション

聞こえの理解と支援で孤立を防ぐ

日時
令和8年12月23日(水)
13:15～16:30
(受付12:45～)

会場
ケアセンター南昌
5階　南昌ホール
矢巾町大字又兵工新田5-335

対象
市町職員
地域包括支援センター職員
介護施設・事業所職員等

定員
60名
(先着順)

講師



岩手医科大学
耳鼻咽喉科頭頸部外科
助教
金城 伸祐　氏



みずかわ耳鼻咽喉科医院
言語・聴覚療育室
言語聴覚士
千田 瑛理香　氏

研修内容（予定）

現場で活かせる知識とスキルを一緒に学びましょう

- 聞こえの仕組みや加齢による変化
- コミュニケーションに及ぼす影響
- 支援のポイント
- コミュニケーションデザイン
- 実技・演習
- グループワーク



お申込みはこちらから

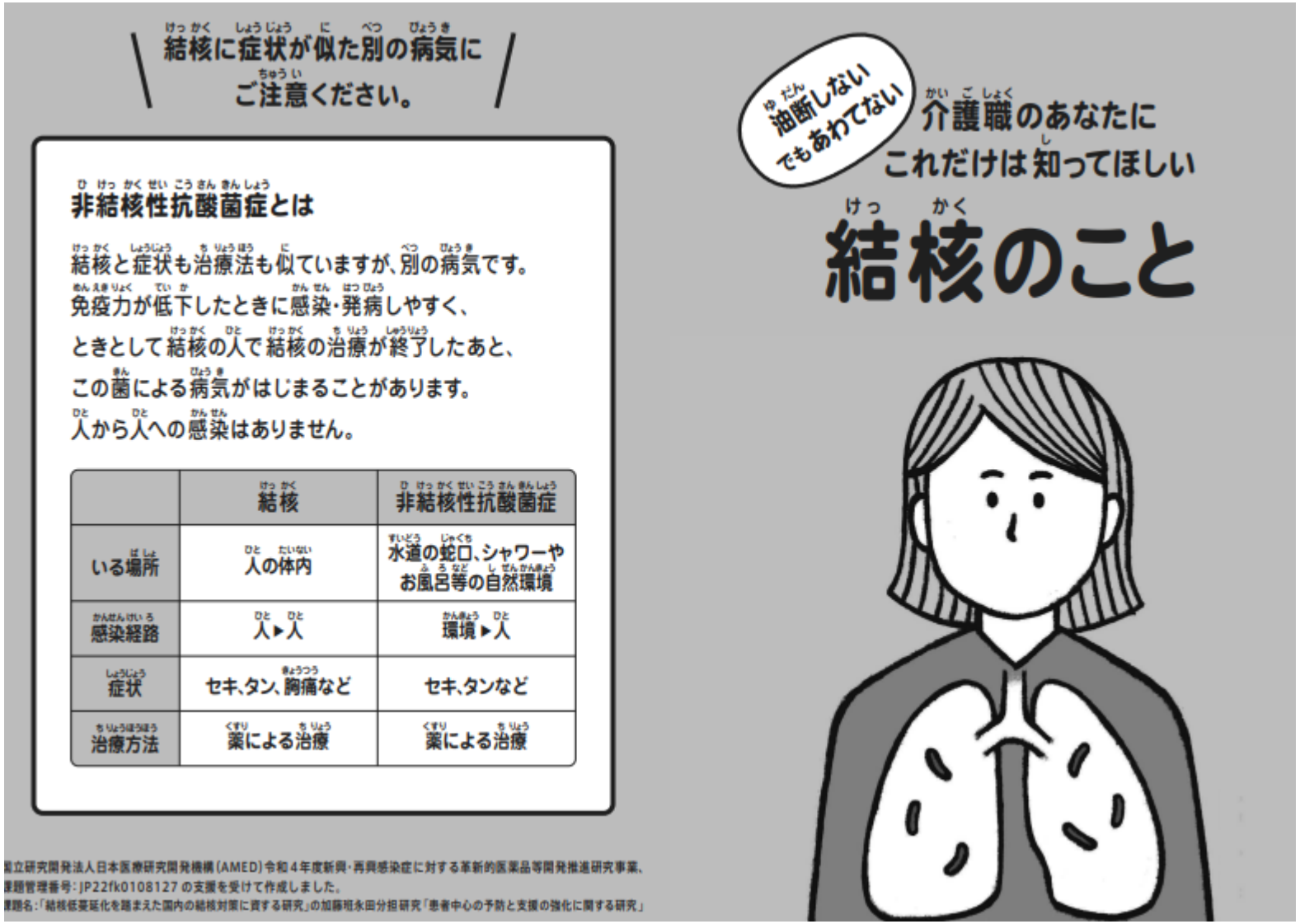
QRコードを読み取ってお申込みください

主催・共催
岩手県県央保健所
盛岡南部地域リハビリテーション広域支援センター（南昌病院）
紫波郡地域包括ケア推進支援センター

問い合わせ
岩手県県央保健所 医療介護課
TEL：019-629-6572
E-mail：BA0003@pref.iwate.jp

※掲載している画像・イラストは生成AIにより作成したイメージです。

６　その他（別添資料のご案内）



結核に症状が似た別の病気に
ご注意ください。

非結核性抗酸菌症とは

結核と症状も治療法も似ていますが、別の病気です。
免疫力が低下したときに感染・発病しやすく、
ときとして結核の人で結核の治療が終了したあと、
この菌による病気がはじまることがあります。
人から人への感染はありません。

	結核	非結核性抗酸菌症
いる場所	人の体内	水道の蛇口、シャワーやお風呂等の自然環境
感染経路	人▶人	環境▶人
症状	セキ、タン、胸痛など	セキ、タンなど
治療方法	薬による治療	薬による治療

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）令和４年度新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業、
課題管理番号：JP22fk0108127 の支援を受けて作成しました。
課題名：「結核低蔓延化を踏まえた国内の結核対策に資する研究」の加藤班永田分担研究「患者中心の予防と支援の強化に関する研究」

油断しない
でもあわてない

介護職のあなたに
これだけは知ってほしい

結核のこと

より良い職場環境づくりに向けて

岩手県労働委員会からのお知らせです。

労働委員会は働いている方や労働組合と会社（使用者）間のトラブルを解決するために国・都道府県に設けられている行政機関です。

岩手県労働委員会では、日々、働いている方、事業主の方、労働組合の方々から様々な労働相談をお受けしています。

その件数は年々増加し、令和５年度には過去最多となる687件の相談が寄せられ、全国でも２番目に多い労働相談件数となりました。その後も相談件数の高止まりは継続しており、令和７年度も589件もの相談が寄せられています。

相談内容はパワハラ・嫌がらせ、賃金・手当、退職等が多く、大部分は雇用されている方からの相談です。

社会情勢の変化などに伴い、働き方も多様化しています。

ライフステージやライフスタイルに合わせて、希望に応じた多様な働き方ができる環境が求められています。

働いている方、事業主の方による良好な関係をもとに、働きやすい労働環境を整備し、人材の採用・定着につなげていただくよう、今一度基本的なワークルールをご確認願います。

労働委員会では、ワークルールを解説する出前講座も開催しています。

トラブルの未然防止に向けた労働相談もお受けしています。

労働委員会の各種制度をお気軽にご活用ください。



○職員による労働相談

（R8.7.1現在）

◇労働相談なんでもダイヤル

0120－610－797（ろうどうでなくな）

受付時間：平日９：00～17：00

◇メールによる相談　　右記QRコードからアクセス

○労働委員会委員による無料労働相談会

相談対応者：労働問題に詳しい労働委員会委員【**公益委員**（弁護士、社会保険労務士、大学教授など）、**労働者委員**（労働団体の役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）】から各1名ずつ参加し、3人で相談に応じます。

◇月例無料労働相談会（毎月１回開催）

開催日：令和８年　~~4/24（金）、5/28（木）、6/25（木）、~~ *（終了しました）*
7/23（木）、8/26（水）、9/28（月）、
10/19（月）、11/25（水）、12/18（金）
令和９年　1/22（金）、2/19（金）、3/26（金）

会　場：岩手県労働委員会委員室（朝日生命盛岡中央通ビル３階）他

相談時間：13時～15時又は15時～17時（1人45分以内）

予約受付：開催日の**前日正午までに予約が必要。**先着２名

◇出前無料労働相談会（原則毎月１回）　*（終了しました）*

令和８年：~~5/13（水）盛岡市/夜間、6/14（日）北上市、~~7/12（日）釜石市、
8/5（水）奥州市/夜間、9/6（日）二戸市、
10/24（土）盛岡市/関係機関と合同、11/8（日）一関市、
12/6（日）宮古市、12/9（水）北上市/夜間

令和９年：1/17（日）奥州市、1/27（水）盛岡市/夜間、2/7（日）盛岡市

※１　時間は、ホームページ等を御確認ください。

※２　5/13、1/27、2/7は Zoomを用いたリモート参加が可能です。

予約受付：開催日の**２日前まで（週休日除く）に予約が必要。**先着３名

○出前講座

基本的なワークルールの知識などを解説する出前講座を社内研修、職域団体の階層別研修、各種会議などでご活用ください。

目的・御希望に応じてテーマを設定できます。県内であれば、どこでも伺います。講師派遣の費用はかかりません。

≪テーマ例≫

「基本的なワークルール」、「トラブル事例から学ぶ」、「パワハラ対策」など



労働委員会事務局HPには
次のような相談事例を掲載しています。　詳細はこちら

賃金関係

1　賃金を払ってもらえない。
2　未払い賃金があるのに、会社が倒産した。
3　仕事が終わらないので自分の判断で残業をしているが、残業代が支払われない。
4　残業時間が増えても、定額の残業代しかもらえない。
5　退職したら、給料を受け取りに来いと言われた。
6　会社の都合で休むのに、給料は満額もらえないのか。
7　歩合給制なら、賃金はどれだけ低くなっても仕方ないのか。
8　退職金を減らされた。



解雇・退職関係

1　解雇される理由がないのに、突然、解雇すると言われた。
2　私傷病を理由とした解雇は問題ないか。
3　成績不良を理由とした解雇は問題ないか。
4　労働条件の変更に応じないなら、雇止めしてもよいか。
5　無期転換の申込みを行ったが、認められないと言われた。
6　退職を認めてくれない。
7　退職してくれないかと言われた。
8　退職の際、同業他社に転職しない旨の誓約書を書かされた。



人事関係

1　同期より賃金が低い。
2　降格させられた。
3　転勤命令は断れないのか。



労働条件・休暇・パワハラ等

1　パワーハラスメント（パワハラ）をやめてほしい。
2　長時間労働をさせられ、休憩も休日もきちんと取れない。
3　年次有給休暇を取得させてくれない。
4　契約社員でも年次有給休暇は取れるのか。
5　退職前に希望どおり年次有給休暇を与えなくてはならないか。
6　事故を起こしたら、損害を全額負担しなければいけないのか。
7　退職するときは、研修費用を返還しないといけないのか。
8　契約時の口約束を守ってもらえるか心配。
9　求人票と実際の労働条件が違う。
10　労働条件を一方的に変更された。



■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1　労働相談への対応

■　主な相談事例

（労働者から）
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ　など

（使用者から）
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた　など

2　労使トラブルの解決（あっせん）

労使トラブルの解決に向けた**あっせん制度**もあります。
労働者、使用者双方の主張を伺い、専門的な助言を行う等**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です

■知っておきたいワークルール■

労働契約を結ぶ際、原則として書面で明示が必要な事項

- 労働契約の期間
- 契約更新の基準（期間の定めがある場合）
 ※通算契約期間又は更新回数の上限含む。
- 仕事の場所、仕事の内容（就業の場所・業務の変更の範囲を含む）
- 労働時間、休日・休憩
- 賃金の計算方法、支払いの時期
- 退職、解雇の手続



年次有給休暇



6か月以上継続して働き、8割以上出勤していれば、
正社員、アルバイトの区別なく与えられ、利用目的に関わらず取得が可能

勤続期間	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※　付与される日数は、週所定の労働日数で決まります。

○使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければなりません。ただし、請求された時期に同休暇を与えることが、会社の正常な運営を妨げる場合は、使用者は別の日に同休暇を変更させることができます。（時季変更権の行使）

○使用者は、同休暇日数のうち5日間については、労働者毎に時季を定めて与えなければなりません。（対象：年10日以上の同休暇の付与者）

時間外労働の割増賃金

時間外労働の割増賃金
時間外に労働させた場合には、２５％以上の割増賃金を支払う。
※時間外労働とは、
法定労働時間（１日８時間、又は週４０時間）を超える労働のこと。

深夜労働の割増賃金
深夜に労働させた場合には、２５％以上の割増賃金を支払う。
※深夜とは「午後１０時から午前５時まで」
※時間外労働の割増賃金とは合算



※労働時間とは、客観的にみて使用者の指揮命令下に置かれている時間です。
作業服への着替えなど業務に必要な時間も労働時間に含まれます。

休憩時間のルール



○１日の労働時間が６時間を超える場合
⇒　少なくとも45分
○１日の労働時間が８時間を超える場合
⇒　少なくとも60分
※休憩時間は、労働者が自由に利用できる時間です（ランチ・睡眠など）
※電話当番などの待機時間（手待時間）は休憩時間にあたりません

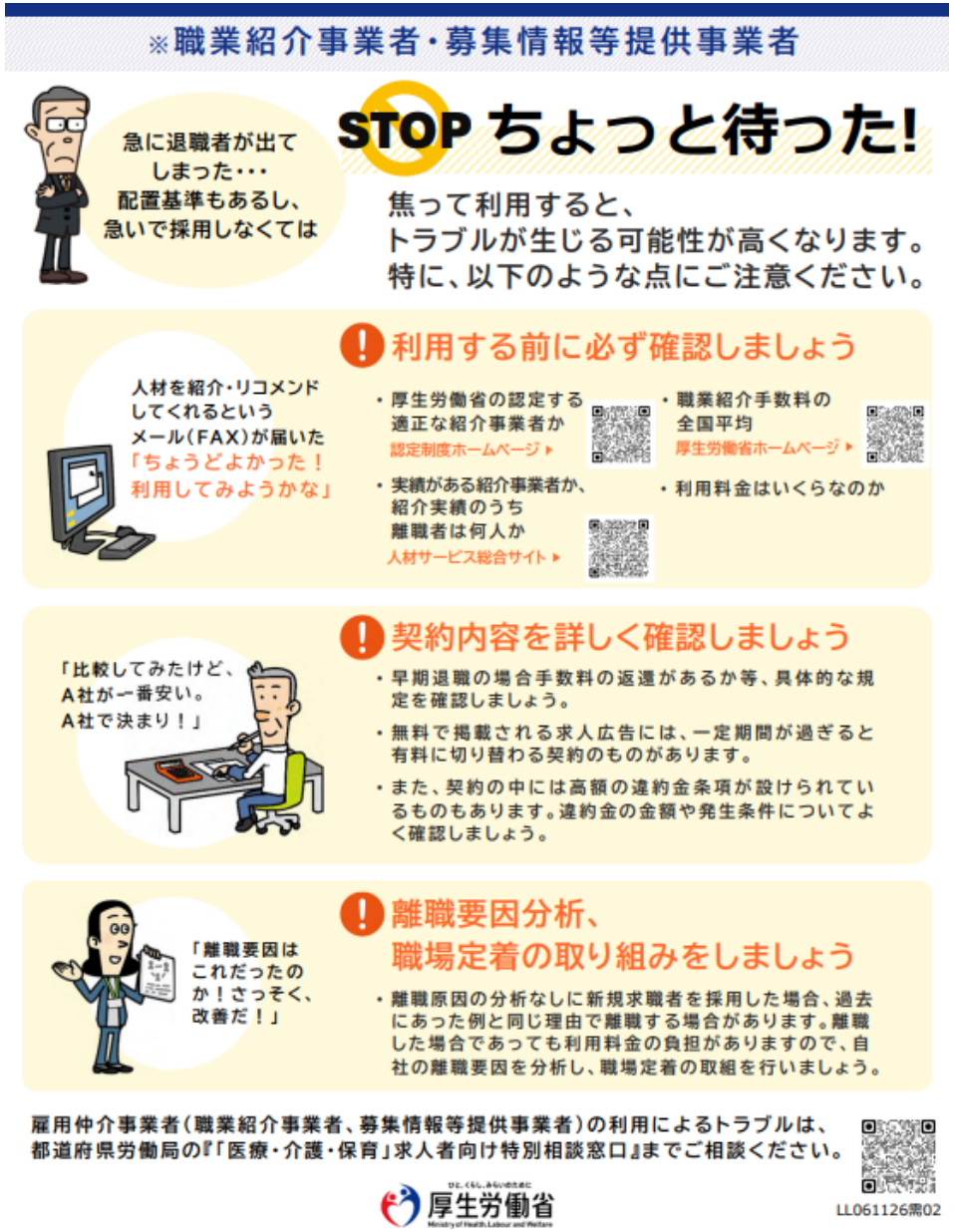


【お問合せ】
岩手県労働委員会事務局
〒020-0021　盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル３階
電話019-629-6276、6277（直通）

労働相談なんでもダイヤル
ろうどうでなくな
０１２０－６１０－７９７
【平日　９：００～１７：００】

岩手県労働委員会
ＨＰはこちらから
→

６　その他（別添資料のご案内）



おわりに

【集団指導に関する質問】
・今回の集団指導に関する質問はアンケートにてお知らせください。

【アンケート提出期限】
・提出期限：11月30日（月）まで
https://apply.e-tumo.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11301

【今後のご質問について】
上記以降のご質問は、メールにてご連絡下さい。

【メール送信時の注意事項】
メールを送信する際は、以下を必ず記載してください。
・件名（タイトル）を記載
・宛名：医療介護課
・差出人：施設・事業所名、担当者名
※当部メールアドレスは複数課で共有しているため、内容が不明なメールが多く届いております。
円滑な対応のため、ご協力をお願いいたします。

【届出・申請書について】
- 原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。
 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/
- 郵送、持参、メールも可

※ただし、県央保健所・盛岡保健福祉環境部での共有メールで、
メールボックスの管理面・容量面で負担が大きく、容量等により、受信できない例もあります。

【お知らせ】
- 県庁長寿社会課からのメーリングリストを開始しました。登録をお願いします。
 岩手県 - 介護サービス事業所・施設等向けメーリングリストについて
 ※メールアドレスを変更した際には、当部にもお知らせ下さい。

【問い合わせ先】
- 盛岡広域振興局保健福祉環境部医療介護課
- E-mail：BA0003■pref.iwate.jp（■の部分を@に変えて入力してください）